

全ト協発第371号(企)
令和3年11月12日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己

**「軽油価格高騰に関するトラック運送業界からの要望」を踏まえた
国土交通省の対応について**

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、軽油価格高騰により全国のトラック運送事業者が厳しい状況に置かれていることから、去る11月9日(火)に当協会正副会長が国土交通省を訪れ、斉藤鉄夫国土交通大臣に対し、軽油価格高騰に関する要望を行いました。国土交通省では、この要望を受け、早速、翌10日(水)付で荷主関係団体あてに「適正な運賃収受に向けた周知」(別紙1)を行うとともに、地方運輸局に対しても、1. 適正な運賃収受のための荷主周知活動、2. 相談窓口の設置、3. 荷主への働きかけ等について適宜適切な対応をとるよう通知(別紙2)いたしました。

当協会では、引き続き軽油価格高騰に係る会員事業者の窮状を関係各所に訴え、諸対策を推進してまいりますのでご指導・ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

敬具

【送付内容】

- (別紙1) 貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受のための周知について
- (別紙2) 今般の燃料価格の上昇に対する対応について

【国土交通省 HP 掲載ページ】

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000011.html

◇本件問合せ先：企画部 TEL03-3354-1037

国自貨第69号
令和3年11月10日

荷主関係団体 御中

国土交通省自動車局貨物課長

貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。こうした燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃收受に繋げ、貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、今般の燃料価格上昇は、適正な運賃收受の重要性について認識を新たにすることはありますが、そもそも、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入に要する経費などを含め、適正な運賃を收受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主（運送委託者）と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 貨物自動車運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。
2. 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

今般の燃料価格の上昇に対する対応について

近年、国土交通省では、本省・地方運輸局等が一体となって、トラックドライバーの働き方改革のため、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を運営し、荷待ち対策・物流効率化に取り組むとともに、荷主と貨物自動車運送事業者の連携を育み、国民の物流事業に関する理解を増進する「ホワイト物流」推進運動を展開しているところである。

さらに、貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受のため、平成30年改正後の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき、令和2年4月24日付にて「標準的な運賃」を告示し、貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受を下支えする環境整備に努めてきたところである。

こうした中、今般の燃料価格の上昇により、貨物自動車運送事業者の経営に影響を与える状況が生じていることから、貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受について、いっそうの促進を図るため、新たに下記の対応を実施することとしたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。

1. 適正な運賃收受のための荷主周知活動

適正な運賃收受については、従前より、荷主・荷主団体に対して、様々なチャンネルにより周知活動を行っているところであるが、今般の燃料価格の上昇を受けて、改めて、例えば、下記に掲げる場等を活用して、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等により、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しが行われるように、荷主・荷主団体に対する周知活動を行う。

- ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の地方協議会
- ・都道府県トラック協会等の会議等
- ・荷主団体や荷主への個別訪問
- ・民間団体が開催する物流に関連する会議やセミナー
- ・地方自治体等が開催する物流に関する会議等

2. 相談窓口の設置

運賃交渉力が十分に備わっていない貨物自動車運送事業者について、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しに関する相談が十分にできるよう、本省、地方運輸局、運輸支局に、新たに、今般の燃料価格の上昇に関する相談窓口を設置する。

3. 荷主への働きかけ等

荷主（元請を含む。）が貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表の対象とする。また、同法同条に基づき、当該行為を公正取引委員会に通知する。

上記1. 及び2. を活用して、こうした国土交通省の対応について、荷主・荷主団体や貨物自動車運送事業者に周知するとともに、運賃・料金の不当な据え置きに関する情報収集を積極的に行う。